

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

# 裁判から学ぶ自治体契約の基本

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、地方公共団体における各種契約行為に関して、透明性や公平性の確保が強く求められるようになりました。そのため、契約事務の適正化に向けた取り組みは今日の行政における重要な課題となる一方、その実務は複雑化が進んでいます。

本講座では、地方公共団体の契約をめぐる法律上発生しうる様々な問題や注意すべき事項について、裁判で争われた具体的事例に基づきわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：平成31年3月7日(木) 13:00~17:00  
3月8日(金) 10:00~16:00

会 場：本会専用教室 (大阪市西区靱本町1-8-4)  
大阪科学技術センタービル内)

講 師：川上法律事務所 所長 川上俊宏氏  
弁 護 士

参加料: (負担金)		参加料	消費税	合計
	本会会員(1名)	29,000円	2,320円	31,320円
	一般(1名)	32,000円	2,560円	34,560円

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはファクシミリ送信にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)

- なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。
- ・電話予約も受付けます。(この場合では後から申込書をご送付ください。)
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。
- ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。
- ・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル：開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

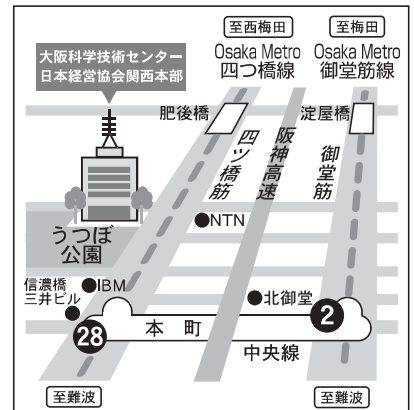
ご 宿 泊：ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)はいたしておりません。)

ホテル名	宿泊料(シングル)	交通	ホテル電話
リーガ中之島イン	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122
ハートンホテル西梅田	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06-6342-1111

お申込み  
お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：佐々木)

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階  
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL <http://www.noma.or.jp>  
(※お問合せは、月～金曜日の9:15~17:15にお願い致します)

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
- ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
- ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
- ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

# ▶ プログラム ◀

## I. 裁判を学ぶ意味

1. 裁判所は何を拠りどころに判決を下すのか
2. 判例とは何か

## II. これから見てもらう裁判はどのような裁判か

1. 通常の裁判とは、どのような裁判か
2. 地方公共団体が当事者となる裁判とは、どのような裁判か  
～この裁判の特殊性

## III. 契約の締結

1. 契約書の作成と契約の成立
  - ・契約が成立したというためには、どの程度契約内容が確定していることが必要か
2. 議会の議決の要否
  - ・議会の議決後に契約内容が変更した場合、改めて議決を要するか
  - ・議会にどの程度の説明がなされれば、議決は有効といえるか
3. 議決のない契約の効力

## IV. 随意契約によることができる場合とはどのような場合か

～随意契約の方法を選択したことが問題となった裁判例から、具体的な判断基準を探る

1. 緊急の必要により随意契約が認められる場合とはどのような場合か (5号)
2. 競争入札に付することが不利なときとはどのような場合か (6号)
3. 性質又は目的が競争入札に適しないとして随意契約が認められる場合とはどのような場合か (2号)

## V. 最高制限価格と最低制限価格

1. 競争入札において最高制限価格を設定することの適法性
2. 業務委託契約において最低制限価格を設定することの適法性

## VI. 指名競争入札において指名しなかったことが違法事由となるか

1. 地域要件によって指名しないことは許されるか
2. その他の事由によって指名しないことは許されるか
3. 入札参加禁止等の措置の取消を求める訴えの違法性

## VII. 地方公共団体と民法 108 条

普通地方公共団体を代表して長が行う契約に民法 108 条は類推適用されるか

## VIII. 談合を巡る裁判

1. 市長が談合した企業に損害賠償請求を行使しないことが違法な怠る事実にあたらぬ場合とはどのような場合か
2. 談合した相手方に損害賠償を請求する場合、損害額はいかに算定されるか
3. 住民訴訟において住民が勝訴した場合、弁護士報酬請求はどのように算定されるか
4. 地方公共団体は支払った弁護士報酬を談合会社に対して請求できるか

### 講師紹介

川上法律事務所 所長 弁護士 川上俊宏氏

早稲田大学法学部卒業  
1991年 東京都入職  
1995年 東京都退職、弁護士登録

(40)

FAX (06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部 (佐々木) 宛 (この面をそのままFAXして下さい。)

NOMA		「裁判から学ぶ自治体契約の基本」参加申込書 (1659)		H31. 3/7・8
(フリガナ) 役 所 名 (団 体)		TEL	( )	
		FAX	( )	
所 在 地	〒	・お支払い方法 <input type="checkbox"/> 銀行振込 (通信欄) <input type="checkbox"/> その他 ( ) (該当にレ印をつけてください。) ・参加料 <input type="checkbox"/> 会員 (1名) 31,320円 <input type="checkbox"/> 一般 (1名) 34,560円 所 属 _____ ご連絡担当者 _____		
(フリガナ) 参 加 者 氏 名	所 属 ・ 役 職 名	担当経験年数		
(フリガナ)		年		
(フリガナ)		ヶ月		
(フリガナ)		年		
(フリガナ)		ヶ月		

今後E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方はアドレスをご記入ください。⇒ [ \_\_\_\_\_ ]

※該当する箇所の□に✓印をおつけください。  
 ※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。  
 ①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内

※経験年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。

②がご不要の場合は□にチェックしてください。・・・□不要